

令和9年度

保育所・認定こども園・地域型保育施設

利用申込の手引き

※この冊子での「保育施設」とは、「認可保育施設」のことです。

目次

1. 申込みの期間・方法、相談等	・・・	P.1
2. 申込書類	・・・	P.3
3. 申込みにあたっての注意事項（必ずお読みください）	・・・	P.5
4. 申込み後の流れについて	・・・	P.7
5. 入所に関するQ & A	・・・	P.7
6. 施設利用の決定（内定）後の注意事項	・・・	P.10
7. 支給認定と保育施設の利用時間	・・・	P.10
8. 広域入所の利用申込みについて	・・・	P.12
9. 施設利用中の注意事項	・・・	P.12
10. 保育料及び給食費について	・・・	P.13

参考

《資料1》大津市保育料表	・・・	P.15
《資料2》各施設の特徴	・・・	P.17
《資料3》各種案内ページ	・・・	P.18

申込み・問い合わせ 先

大津市役所 こども未来部 保育入所課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号
TEL：077-528-2746

受付時間：9時～17時（土日、祝日、年末年始休みを除く平日）

保育入所課ホームページ



※この冊子は、令和8年8月の情報をもとに作成しています。

1. 申込みの期間・方法、相談等

申込期間①（4月入所申込）

4月入所 一次申込	<u>令和8年9月7日（月）～10月9日（金）</u> ※ 令和9年4月入所申込については、令和8年度途中の申請をしている方も、別途申請が必要です。 ※ 結果通知は、令和9年1月29日の発送を予定しています。 ※ 令和8年度の年度途中入所を希望される方は、申請書類一式を別途ご用意いただくことで、同時に申請が可能です。（途中入所分の締切は前月1日です。） ※ 新規開所予定園は一次申込での受付はいたしません。希望園に記載された場合は希望園が1園分減り、以降の希望順位を繰り上げて調整します。
4月入所 二次申込	<u>令和9年2月1日（月）～2月12日（金）</u> ※ 結果通知は、令和9年3月中旬の発送を予定しています。 ※ 一次申込をされた方は、改めて二次申込の必要はございません。 ※ この期間を過ぎると5月以降の利用申込となりますので、ご了承ください。
4月入所 三次申込	<u>令和9年2月15日（月）～3月12日（金）</u> ※ 急遽転居が決まり、保育施設の申込みが必要になった方（令和9年2月13日以降に住居票の異動となる方）が対象です。 ※ 一次及び二次申込をされた方は、三次申込対象ではありません。 ※ 結果通知は、令和9年3月末の発送を予定しています。 ※ この期間を過ぎると5月以降の利用申込となりますので、ご了承ください。

申込期間②（年度途中入所申込）

年度途中入所 (5～3月入所 申込)	<u>令和9年3月1日以降～入所希望月の前月1日まで</u> (ただし、1日が土日祝日の場合、翌開庁日まで) ※ 結果通知は、入所希望月の前月20日頃の発送を予定しています。 ※ 年度途中入所の申込期間・方法については、変更になる可能性があります。 ※ 入所時期については、毎月1日入所です。月途中からの入所はできません。
--------------------------	---

※ 入所希望月に利用する保育施設が決定しない場合、年度内は翌月以降も継続して調整するため、あらためての申込みは不要です。（ただし、令和10年4月以降の入所については、別途申請が必要となります。）
申請が不要になった場合や大津市から転出される場合は、保育入所課へご連絡ください。

窓口による申込方法 ※申込方法によって、入所調整時の加点や減点はありません。

申請期間中に、大津市役所保育入所課の窓口へ提出してください。

※ 支所（市民センター）や保育施設では受付できませんので、ご注意ください。

※ 令和9年4月の利用希望申込受付については、窓口へ設置する提出用BOXをご利用ください。

郵送による申込方法 ※申込方法によって、入所調整時の加点や減点はありません

申込期間中に、**レターパック又は簡易書留**にて申込書類をご郵送ください。**（締切日必着）**

※ 可能な限り、希望園への見学をお勧めします。

※ 支所（市民センター）では受付できませんので、ご注意ください。

なお、書類に不備等がある場合は、原則不備解消後の受付となり、入所月が希望どおりにならない場合がありますので、ご了承ください。

また、申込書類の到着確認についてお答えすることはできません。

【あて先】 〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市役所 こども未来部 保育入所課

入所に関する相談（ご予約の無い方は、対応できない場合があります。）

令和9年4月の利用希望相談を下記のとおり（1組約30分）実施します。

【平日】9月7日（月）～10月9日（金） 9:00～16:30（保育入所課窓口）

※ 予約方法等の詳細は、右記QRコードをご覧ください。予約受付期間は2週間前～2日前です。

※ 上記期間以外についても、窓口予約をしていただくと待ち時間が発生しません。



申込み中の利用希望施設や保育の必要性等を変更する方法

申込内容に変更等がある場合、必要書類の再提出等についてご案内しますのでご連絡ください。

【変更例】就労状況に変更がある場合：就労証明書の再提出が必要です。

利用希望施設の変更については、変更等手続き受付期間内に「保育所等利用希望変更申込書」を提出してください。

「保育所等利用希望変更申込書」は、**右記QRコードよりダウンロードしてください。**

【手続き期間について】

P.1記載の申込期間内に必要書類をご提出ください。

- ・ 電話での変更については、受付できません。
- ・ 窓口へ提出の場合は17時まで、郵送の場合は締切日必着です。
- ・ 支所（市民センター）や保育施設では受付できませんので、ご注意ください。
- ・ 申込締切日以降の希望施設追加や希望順位の変更については、受付できません。



2. 申込書類

	書類名	必要部数	備考
①	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	申請児童につき1部	詳しくは、右記QRコードより記入例をご確認ください。 ・裏面の「児童の健康状況等」は詳しくご記入ください。 
②	保育所等利用希望申込書	申請児童につき1部	
③	保育の必要性の確認書類	申請世帯につき1セット	・父母それぞれの確認書類が必要になります。 詳しくは、P.4をご確認ください。
④	個人番号（マイナンバー）提供書	申請世帯につき1部	・申請児童を含めた同居者全員分をご記入ください。
⑤	個人番号（マイナンバー）提供用身元確認書類及び番号確認書類貼付台紙	申請世帯につき1部	・代表(申請)保護者1名分の写しを貼り付けてください。
			●マイナンバーカードの場合 両面（番号が確認できる状態）の写し ●マイナンバーカード以外の場合 ④個人番号（マイナンバー）提供書に記載の番号確認書類と身元確認書類の写し
⑥	チェックシート	申請世帯につき1部	・チェックシートにて重要事項の確認、提出書類の確認を行ってください。 ・提出された資料のみで点数を決定しますので、不足書類がある場合は申込みの受付ができないことがあります。

※ 申込用紙は各保育施設及び保育入所課にあります。（大津市ホームページにも掲載しています。）
支所（市民センター）には置いていませんのでご注意ください。

※ 鉛筆や消えるボールペンでは記入しないでください。（消せない黒字のボールペンでご記入ください。）

※ 就労予定、育休復帰予定の方で入所された場合は、入所されてから就労実績の提出を求めることがあります。

※ 代表（申請）保護者（入園申請書類の申請保護者欄に記載いただいている方）以外の方が申込みをされる場合、委任状が必要になります。（郵送の場合は不要。）

③ 保育の必要性の確認書類

父母それぞれについて、下表の保育の必要性にそって、必要書類をご提出ください。

保育の 必要性	必要書類
就労	①就労証明書 ②個人事業主（就労先の経営者が本人または親族）の場合、開業証明書、開業届、確定申告書の写しなど自営の実態が確認できる書類 ※個人事業主の場合、①・②の2点とも必要。ただし、株式会社等の代表の場合は①の就労証明書のみで可能。 ※個人事業の開業証明書の発行については、開業届出手続きを行った窓口にお問い合わせください。
妊娠 ・ 出産	○母子手帳の写し又は妊娠証明書など、保護者名と出産予定日が確認できる書類 ※多胎児の場合は、当該数分の書類が必要です。
疾病 ・ 障害	《疾病の場合》 ○病気・看護内容証明書 又は 診断書（病気・看護内容証明書と同等の内容が明記されているもの） 《障害の場合》 ○身体障害者、療育、精神障害者保健福祉手帳の写し 又は 病気・看護内容証明書
介護 ・ 看護	○病気・看護内容証明書
災害 復旧	○り災証明書、被災証明書 等
就学	○在学の事実が確認できる書類（学生証又は受講決定通知書等） ○就学時間が確認できる資料（カリキュラムまたは時間割） ※2点とも必要
求職 活動	○求職活動報告書兼申立書 ※派遣社員の方について、派遣先が確定でない場合は求職活動と同等の扱いのため、求職活動報告書兼申立書が必要です。登録元の派遣会社で育児休業を取得されている方は、就労証明書もあわせてご提出ください。

3. 申込みにあたっての注意事項（必ずお読みください）

申込みは、以下の注意事項を読み、内容を了承の上、手続きをしてください。
※大津市外の施設の利用にあたっては、P.12についてもご確認ください。

（１）申請書類について

- ☒ 申込内容について事実と異なることが判明した場合、内定取消または退園となる可能性があります。
- ☒ 必要書類は、締切日までにすべてそろえてお申し込みください。提出された書類のみで点数を決定しますので、不足書類がある場合は申込自体を受付できないことがあります。提出書類の1つであるチェックシートをよく確認し、ご不明な点がある場合は、必ず事前にお電話でお問い合わせください。
- ☒ 就労証明書等の「保育の必要性の確認書類」については、写し（発行日が、手続き日の3ヶ月前の日の属する月以内のものに限る）のご提出が可能です。提出後の書類について、コピーのお渡しや、提出書類での流用の手続きの対応は致しかねますのでご注意ください。
- ☒ 「保育所等利用希望申込書」の利用を希望する施設に記載のある施設のみ調整を行います。締切日以降の希望施設追加や希望順位の変更については、受付できません。
- ☒ 申請内容等により、別途資料の提出を求める場合があります。

（２－１）保育必要事由が「就労」で、入園希望の方

- ☒ 就労証明書の内容について、就労先へ確認させていただく場合があります。
- ☒ 単身赴任の加点については、就労証明書の「単身赴任期間（予定含む）」の項目に記載がある場合にのみ適用されます。

（２－２）「育休復帰」で、入園希望の方

- ☒ 入園月の翌月1日までに育児休業を取得した職場に復職することが必要です。当該日までに復職されていない場合は退園となります。
- ☒ 添付していただく就労証明書のNo.15入所内定時育休短縮可否に「可」もしくは「可（予定）」と就労先が記入いただいている場合のみ、No.11復職（予定）年月日以前の希望月をお申し込みいただけます。
- ☒ 育児休業を取得した職場に、添付していただく就労証明書のNo.6就労時間と同条件で復職しないと、内定取消または退園となる可能性があります。
ただし、復職後に時短勤務を取得し、時短勤務により基本の契約時間（就業規則に規定する勤務時間）が変わらない場合は育児休業前と同条件の復職とみなします。
- ☒ 「保育所等利用希望申込書」の「保育施設に入所できない場合、育休延長も許容できる。」欄にチェックを入れた場合、利用調整が最低点数となります。ただし、確実に不承諾をお約束するものではありません。また、育児休業給付金の延長手続に係る書類コピーの必要性についてはご自身で職場にご確認ください。

(3) 保育必要事由が「求職活動」で、入園希望の方

- ☒ 入園月の翌々月末までに就労が決定していない場合、退園となります。
- ☒ 就労が決定（内定）した際は、速やかに園に伝え、支給認定変更の手続きを行ってください。

(4) 保育必要事由が「妊娠・出産」で、入園希望の方

- ☒ 「妊娠・出産」の認定期間（詳細はP.11）が終了したタイミングで退園となります。その後、就労復帰等される場合は、一度退園となり、再度新規申請をしていただく必要があります（育児休業では受付できません。）。新規申請としての受付のため、他の新規申請の方と同じく、あらためて入所調整が行われます。

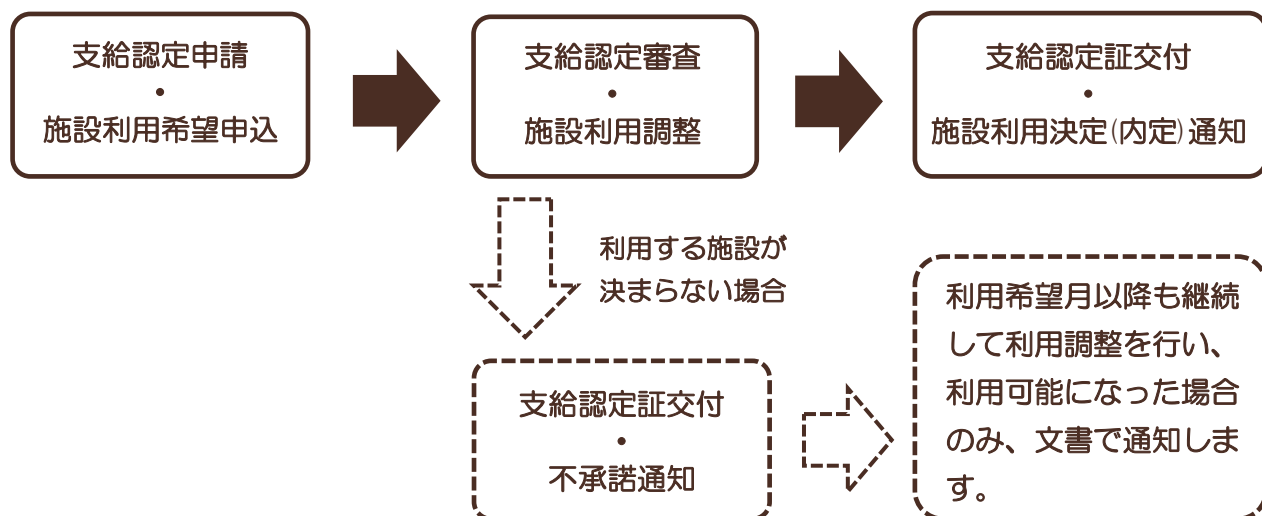
(5) 転園希望の方

- ☒ 希望する保育施設に転園が決定した場合、原則辞退することはできません。

(6) その他注意事項

- ☒ 入園（転園）時点で大津市に住民票がない場合、内定取消または退園となる可能性があります。
- ☒ 申請後に入園時点の認定事由が「妊娠・出産」だと判明した場合（申請時に保護者が認識していない場合も含む）、「妊娠・出産」の認定期間（詳細はP.11）が終了したタイミングで退園（申込みにあたっての注意事項（4）と同等の扱い）となります。
- ☒ 保育施設は保育の必要事由の認定を受けてご利用いただく施設です。認定事由等確認のため、必要に応じ、事由を証明する書類の提出を依頼します。（入園後も毎年、認定事由確認のため現況確認を行っています。その際、就労証明書等、保育の必要性の確認書類をご提出いただきます。）
- ☒ 保育の必要事由が複数ある場合、主となる一つの事由での認定となります。施設利用調整についても、一つの事由に基づいた点数で行いますので、保育の必要度が高い事由で申請してください。
- ☒ 新規開所予定園は一次申込での受付はいたしません。希望園に記載された場合は希望園が1園分減り、以降の希望順位を繰り上げて調整します。

4. 申込み後の流れについて



- ※ 利用調整（選考）は、保育の必要性の認定を受けた方について、「大津市保育施設等利用調整基準」（P.9参照）に基づき、保育を必要とする優先度の高い児童から順に、利用希望いただいた保育施設の中で施設利用の決定をします。
なお、保育を必要とする優先度が高い場合であっても、申込多数の場合や保育施設の状況により、希望された保育施設を利用できないことがあります。
- ※ 入所希望月に利用する保育施設が決定しない場合、年度内は翌月以降も継続して調整するため、あらためての申込みは不要です。（ただし、令和10年4月以降の入所については、別途申請が必要です。）

5. 入所に関するQ&A

《入所申請（申込み）について》

Q1：育児休業からの復帰により申込みしますが、復帰日はいつまでにすればいいですか？

⇒入所希望月の翌月1日までの復帰が、申込みの要件となります。慣らし保育等もありますので、就労先とご相談の上調整してください。なお、育児休業中での申込みはできません。また、育児休業からの復帰については、当課より就労先に確認する場合があります。

Q2：求職中でも申込みできますか？

⇒可能です。但し、利用調整基準上、点数が低くなるため、優先順位が低くなります。

Q3：出生前でも申込みはできますか？

⇒できません。申込期日までに出生され、出生届を提出されていれば受付可能です。但し、保育所により受入年齢が異なりますので、保育施設一覧（P.18）等の情報をご確認ください。

Q4：転園申請はどのようにすればいいですか？

⇒新規申請と同様で、申込書類一式をご準備いただくこととなります。また転園については、その希望する保育施設に入所が決定した場合は、原則辞退不可となりますので、ご注意ください。なお、不承諾となった場合でも、取下げの申し出がない限り、審査は継続されます。

Q5：幼稚園の利用を検討しています。併願は可能ですか？

⇒公立幼稚園・公立認定こども園については、併願が可能です。ご利用を検討されている幼稚園に手続きについてご相談ください。民間認定こども園、私立幼稚園については、各施設に併願の可否についてお問い合わせください。

Q6：申込時点では大津市外で居住していますが、どのように手続きすればよいですか？

⇒大津市への転入先が決定している場合は、大津市に転入前でも直接申込が可能です。その場合は入所月の前月末までに住民票の転入手続きを終えてください。住民票の転入が確認できない場合、入所が決定している場合でも取消しとなる場合がございます。大津市への転入先が未定の場合は、現住所地の市町村の役所にご相談ください。（P.12参照）

Q7：保育所の申込みをしていましたが、審査が不要になりました。

⇒取下届の提出が必要となります。当課までご連絡いただけましたらご案内します。

《入所調整について》

Q1：結果はいつ頃分かりますか？

⇒4月申込については、一次申込が令和9年1月29日、二次申込が令和9年3月中旬、三次申込が令和9年3月末の結果発送を予定しています。令和9年5月から令和10年3月入所は各月概ね20日頃の結果発送を予定しております。電話ではお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

Q2：入所調整はどのような形で実施されますか？

⇒ご申請いただいた内容を元に、「大津市保育施設等利用調整基準」に基づき、点数を決定します。その上で優先順位の高い方からご案内をさせていただきます。このため、個別事案については考慮できませんので、予めご容赦ください。

Q3：入所が決定した場合は、どのような流れになりますか？

⇒結果の通知に決定した保育施設の連絡先等をご案内していますので、保護者様より連絡をお取りいただき、面談等を受け、入所に備えていただきます。4月入所については入所数が多いため、各保育施設もしくは当課より別途ご案内させていただきます。

Q4：不承諾となった場合、その後どのような流れになりますか？

⇒申請については当該年度において有効となるため、翌月以降に再申請は必要ありません。但し、点数が変更（求職活動から就労、就労時間が増える等）となる場合等、その事象に伴う学証資料を提出いただくことで翌月以降に再審査をします。希望園の追加や変更については、「保育所等利用希望変更申込書」の提出が必要です。（P.2参照）

Q5：慣らし保育はいつから始まりますか？

⇒慣らし保育がある場合、入園後に慣らし保育が始まります。4月入所の方であれば、入所前の3月ではなく、4月の入園後に慣らし保育となるため、ご注意ください。

大津市保育施設等利用調整基準

【基本表】					
番号	類型	項目	細目	保護者の状況	点数
1	就労	就労中 (就労内定含む)		月20日以上かつ日7時間以上の労働（休憩時間を除く実働）	6
				月16日以上かつ日7時間以上の労働（休憩時間を除く実働）	5
				月20日以上かつ日4時間以上7時間未満の労働（休憩時間を除く実働）	4
				月16日以上かつ日4時間以上7時間未満の労働（休憩時間を除く実働）	3
				上記4項目に該当しない範囲の労働（休憩時間を除く実働）	2
2	妊娠・出産				6
3	疾病・ 障害	入院	入院中		6
			入院相当	入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合	6
			安安静療	頻繁な通院加療を行い、または常時安静を要するなど、保育が常時困難な場合	5
			その他	通院加療を行い、保育に支障がある場合	2
		障害		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付があり、保育が著しく困難な場合	6
				身体障害者手帳1級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aの交付があり、保育が困難な場合	5
				身体障害者手帳2級・3級、精神障害者保健福祉手帳2級または療育手帳Bの交付があり、保育が困難な場合	3
				身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付があり、保育に支障がある場合	2
4	介護・ 看護	重症者介護 (同居親族)	重症心身障害児（者）、臥床者、徘徊のある認知症者、重篤な症状の病人等の同居の親族の介護、看護や入院、通院等の付き添いのため、保育が常時困難な場合	6	
		重症者介護 (別居親族)	重症心身障害児（者）、臥床者、徘徊のある認知症者、重篤な症状の病人等の別居の親族の介護、看護や入院、通院等の付き添いのため、保育が常時困難な場合	5	
		その他介護	病人、障害者等の親族の介護、看護や入院、通院等などに付き添うため、上記2項目に該当しない範囲で保育に支障がある場合	2	
5	災害復旧				6
6	就学（予定を含む）		月20日以上かつ日7時間以上の就学（職業訓練含む）	4	
			月16日以上かつ日7時間以上の就学（職業訓練含む）	3	
			上記2項目に該当しない範囲の就学	2	
7	求職活動			求職活動中または保育施設入所後に求職活動をする場合	1
8	その他	市長判断		児童福祉、児童の発達支援の観点から、市長が特に保育施設への入所が必要と判断した場合	※
9	希望する保育施設に入所できない際に育児休業の延長も許容できる場合				0

【点数変更項目】
次の各項目に該当する場合は基本表の点数（0を除く）を変更します。
(合計±2まで変更します。ただし基本表で6点の場合、加点の上限はありません。)

※家庭、児童の状況に応じて総合的に判断します。
【同点優先項目①】
同点の場合は以下の項目順で優先順位を決定します。

番号	項目	細目	条件	点数変更
1	世帯の状況	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	+2
2		生活保護世帯	生活保護受給世帯で就労等により保育施設の利用が必要と判断される場合	+2
3		産休・育休	休業終了により職場復帰する場合	+1
4		兄弟姉妹入所	希望する保育施設を兄弟姉妹が既に利用している場合	+2
5		兄弟姉妹同時申請	兄弟姉妹が同一の保育施設を新規に申込み場合	+1
6		多胎児	申込児童が多胎児である場合	+1
7		単身赴任	保護者のいずれかが単身赴任している場合	+1
8		就学前児童の 自宅保育	申込児童以外の就学前児童を自宅保育する場合	-1
9	就労状況	自営業	提出資料が本人または親族による経営者の就労証明書のみの場合	-1
10		保育士	保護者のいずれかが保育士資格を有し、管内の保育施設で就労する場合（転園にかかると申請を除く）	+1
11	求職活動中	主たる生計者	主たる生計者が求職中の場合	+2
12	保育状況	3歳児継続	児童の在籍する保育施設、企業主導型保育施設が2歳児クラスまでしかなく、3歳児以降も継続して保育施設の利用を希望する場合	+2
13		転園希望	転入、転居等により現在利用中の保育施設に通うことが適当でないと判断される場合	+1

（備考）

- ・点数の高い順に入所の決定を行います。
※点数変更項目により、6点より高い点数になる場合があります。
- ・利用選考は、保護者によって該当する点数が異なるときは低いほうの点数により行います。
- ・同点選考となった際は、「同点優先項目①」の項目順に優先度を判断し、さらに優先度が同じ場合は、「同点優先項目②」により総合的に判断します。
- ・広域利用（大津市居住者以外の管内保育施設利用）については、市内居住者の選考後、希望保育施設の定員に余裕のある場合のみ利用可能とします。
(ただし、大津市内居住者で既に市内の保育施設へ入所している児童が年度途中で市外転出のため広域利用に変更となる場合は除きます。)
- ・高い点数（保育要件が高い）であっても、申込状況や施設の状況により、希望された保育施設を利用できないことがあります。
- ・市内保育施設の保育士の配置状況に鑑み、当分の間、父母のいずれかが保育士資格を有し、かつ市内保育施設で就労する場合（育児休業から復帰する場合や広域利用の場合を含む）は、最優先で保育施設の利用の可否を審査します。（転園にかかる申請を除く）
- ・点数変更項目「ひとり親世帯等」には社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含みます。

番号	項目	優先順位	
		高い	低い
1	3歳児継続	適	否
2	認可保育施設を利用している場合（転居・転職・異動等による転園を除く）	無	有
3	希望先順位	高い	低い
4	兄弟姉妹入所	有	無
5	兄弟姉妹同時申請	有	無
6	入所待機の期間	長い	短い
7	一時預かり・認可外保育施設等を利用している場合（育児休業中を除く）	有	無

【同点優先項目②】
同点優先項目①で優先度が決定できない場合、以下の項目で総合的に優先度を決定します。

番号	項目	優先順位	
		高い	低い
1	大津市保育施設等利用調整基準（基本表）の点数	高い	低い
2	保育に欠ける時間	長い	短い
3	保護者または主たる監護者が入院等により長期的に不在	有	無
4	子育て支援者となる親族等の居住地	遠い	近い
5	産休又は育休から職場復帰する日	早い	遅い
6	特別な事情なく利用者負担額を滞納している	無	有
7	世帯の所得割額	低い	高い

6. 施設利用の決定（内定）後の注意事項

- ・保育施設の利用が決定（内定）した方は、各保育施設で入園にあたっての手続きを行っていただきます。
- ・保育施設の利用を辞退される場合、速やかに保育施設及び保育入所課までご連絡ください（申し出がない場合、入所月の保育料を納付いただく場合があります）。
なお、転園の決定（内定）については、原則辞退することはできません。
- ・入所の決定（内定）後に保育が必要な事由・世帯構成・住所・保護者・市民税額・勤務先等の申請内容が変更になった場合は、速やかに保育入所課に申し出てください。

7. 支給認定と保育施設の利用時間

支給認定とは？

支給認定とは、保育施設の利用にあたって、保育の必要性（保育必要事由）について、本市の認定を受けることです。

次の認定の区分に基づき、いずれかの保育必要事由に該当する場合に、認定を受けることができます。

【支給認定の認定区分】

区分	年齢	区分内容	保育必要量
1号認定	満3歳以上	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）における教育を希望する場合	教育標準時間
2号認定	満3歳以上	いずれかの「保育必要事由」に該当し、 保育施設における保育を希望する場合 ※保育必要事由の詳しい内容については、 P.11をご確認ください。	保育標準時間 または 保育短時間
3号認定	満3歳未満		

※ 認定においては、保育が必要な事由により、保育必要量が「保育標準時間（11時間以内）」と「保育短時間（8時間以内）」に区分され、施設を利用できる時間や保育料が異なります。
なお、保育標準時間、保育短時間の設定時間は施設によって異なります。各施設の設定時間については、P.18以降の保育施設一覧をご参照ください。

※ 本市に住民登録又は居住実態がない方は、大津市で支給認定申請を行うことはできません。
他市町村から転入予定の方は、入所される月の前月の末日までに大津市に住民登録をされる場合のみ、大津市で申請を受付け、支給認定は転入後に行います。

※ 1号認定（幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の利用）の申請は、各園にて行います。

保育必要事由	内容（家庭での保育が困難な理由）	保育必要量	認定期間
就労（実働） （月64時間以上～ 120時間未満）	保護者が仕事することが常態（月64～ 120時間の就労（実働）又は月120時間 以上の就労（実働））であるため。《＊1》 ※フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働、 自営業を含む。	保育 短時間	就労している期間
就労（実働） （月120時間以上）		保育 標準時間	
妊娠・出産	保護者が出産の前後のため。	保育 標準時間	出産予定日の前月 《＊3》から出産 予定日の8週間後 の翌日が属する月 末まで （概ね3ヶ月程度）
疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身の障害のため。	保育 短時間 《＊2》	当該事由で保育が 必要になる期間
介護・看護	病気・障害等により長期にわたって介護・ 看護が必要な親族がおり、保護者が常時 介護・看護にあたっているため	保育 短時間 《＊2》	介護等を要する 期間
災害復旧	火災、風水害、地震などによる被害を受け、 その復旧にあたっているため。	保育 標準時間	6ヶ月以内
就学 （月64時間以上～ 120時間未満）	保護者が就学（月64～120時間の就学、 または、月120時間以上の就学）を 行っているため。 ※職業訓練校等における職業訓練を含む。	保育 短時間	在学している期間
就学 （月120時間以上）		保育 標準時間	
求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を 行っているため。	保育 短時間	3ヶ月以内
その他	上記の事情に類する状態にあり、児童の保育 ができないと市長が認める場合。	保育 短時間	市長の認める期間

《＊1》 保護者の育児休業明けの入所を希望される場合、申込みしていただけるのは原則育児休業明け
の月からの利用になります。ただし、1日付け復帰のみ、前月入所から申込が可能です。
例えば、4月入所の場合、育休復帰日が5月1日までであることを、就労証明書で確認します。

また、派遣社員の方について、派遣先が確定でない場合は、求職活動と同等に扱います。

《＊2》 疾病・障害及び介護・看護の世帯は、原則として保育短時間認定となりますが、入院中などで
送迎が困難と認められる場合は、保育標準時間で認定する場合があります。

《＊3》 多胎児の妊娠時については、産休開始時期により、3ヶ月前又は2ヶ月前から認定可能な場合
があります。

※ 保育必要量の認定について、お子様の保育が著しく困難となる特殊な事情がある方は、別途ご
相談ください。

※ 支給認定の内容に変更があった場合は、速やかに保育入所課までご連絡ください。
（各月1日時点での保育必要事由で認定します。）

8. 広域入所の利用申込みについて

広域入所とは、児童の居住地以外の市区町村の保育施設の入所を希望する場合に、市区町村間で調整等を行うことで希望する保育施設の利用が可能になる制度です。

ただし、双方の市区町村で広域入所の取り扱いをしていることが必須条件であり、入所期間は単年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度申込みが必要です。

以下、（１）、（２）に該当する場合は、右記QRコードより申請方法をご確認のうえ、お申し込みください。



（１）大津市に住民票のある方が、他市区町村の保育施設の利用を希望する場合

- 市外に転出する予定があり、転出先の市区町村の保育施設の利用申込をしたい方
- 里帰り出産により他市区町村の保育施設入所をご希望の方
- 保護者の勤務地の都合などにより他市区町村の保育施設入所をご希望の方
- 他市区町村から大津市に転入された方で、今まで通っていた他市区町村の保育施設の利用をしたい方 など

（２）大津市に住民票のない方が、大津市の保育施設の利用を希望する場合

- 大津市に転入する予定があり、大津市内の保育施設の利用申込を希望する方
- 里帰り出産により、大津市内の保育施設入所をご希望の方
- 保護者の勤務地の都合などにより、大津市内の保育施設入所を希望する方
- 大津市から他市区町村に転出された方で、今まで通っていた大津市内の保育施設を継続して利用する方 など

※大津市に転入予定があり、転入後の住所が確定していれば、大津市に直接申し込みができます（大津市民と同様の調整）。転入予定はあるが、転入後の住所が確定していなければ、住民票登録をしている市区町村を通じての申し込みとなるため、当該市区町村の担当課にお問い合わせください（大津市民と同様の調整）。ただし、入所月の前月末日までに住民票を異動することが要件となり、要件を満たさなければ、入所決定は取消しになります。

※広域利用する場合の利用者負担額について

広域利用する場合の利用者負担額は、当該世帯が住民票登録をしている市区町村が定める額です。

9. 施設利用中の注意事項

- 保育施設の入所後に保育が必要な事由・世帯構成・住所・保護者・市民税額・勤務先等の申請内容が変更になった場合は、速やかに保育施設又は保育入所課に申し出てください。「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書」等の必要書類を提出していただきます。
特に、保育が必要な事由に変更がある場合（就労・妊娠・出産・育児休業等）は変更手続きが必要となりますので、必ず保育入所課までご連絡ください。
なお、保育の必要性については毎年確認を行います。
- 保護者やご家族の方の仕事等がお休みの場合、家庭での保育にご協力いただきますよう、お願いします。
- 各保育施設では、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始は休所日としています。
台風等で警報が発令された時や伝染病等が発生した場合も休所することがあります。
また、夏期（8月中旬）、年末年始の休園日の前後、年度末年度始めは、可能な限り、家庭での保育にご協力いただきますよう、お願いします。
- 保育施設を退園する場合、退園届をご提出いただきます。各保育施設及び保育入所課までご連絡ください。（市外に転出する場合も必ず保育入所課までご連絡ください。）
- 転園が決まった場合は、すみやかに在籍している園に退園届を提出してください。
- 保育料に滞納があった場合、申込みにおいて、減点等不利益をこうむる場合があります。

10. 保育料及び給食費について

ご負担いただく保育料（0～2歳児）は、市（町村）民税額等に応じて決定しています。保育料以外の道具代や保護者会費等の費用（園費）、延長保育料等については別途必要となります。

保育料は月の初日に在籍している限り、その月分の保育料が必要となります（全て欠席されたとしても保育料は納付いただきます）。

※幼児教育・保育の無償化の実施により、3～5歳児の保育料は無償となります。

① 保育料（0～2歳児）の算定方法

- 保育料は児童と生計同一世帯の保護者（父母）の市（町村）民税額に基づき決定します。4月分から8月分までは前年度市（町村）民税額、9月分から翌年3月分までは当年度市（町村）民税額に基づき決定します。

4月・5月・6月・7月・8月分	9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月分
前年度の市民税課税状況で算定（前々年中の収入） 前年度の市民税所得割額にて決定	当年度の市民税課税状況で算定（前年中の収入） 当年度の市民税所得割額にて決定

※なお、保護者（父母）の市（町村）民税額が非課税である世帯のうち、保護者（父母）及び児童が同居（同一住所、別世帯も含む）する祖父母等の税法上の扶養親族に該当する場合、児童の祖父母等を主たる生計者として祖父母等の市（町村）民税額も保育料の算定等に含まれます。

- 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚園部、家庭的保育事業、小規模保育事業等に通所または通園されている場合は、兄弟姉妹を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は半額、3人目の保育料は免除となります。

☆ 詳細については、こちらをご確認ください。

⇒ <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/015/1410/g/hn/1470809007828.html>



② 保育料を通知する利用者負担額決定通知について

【通知時期】

- 毎年度4月1日時点で入所されている方は、4月下旬
- 年度途中で入所をされる方は、入所月初旬
- 9月分以降の保育料に変更が生じた方は、8月下旬

③ 支払方法等

- 保育料及び給食費のお支払い方法については、以下のとおりです。

利用する施設	保育料及び給食費の支払先	方法	備考
公立保育所（保育料・給食費） 公立認定こども園（保育料・給食費） 民間保育所（保育料）	大津市	原則、口座振替 ※「大津市市税等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、金融機関の窓口にご提出ください。	振替日：毎月月末 ※金融機関の休業日または祝休日の場合はその翌日です。
民間保育所（給食費） 民間認定こども園（保育料・給食費） 地域型保育施設（保育料）	各施設・事業者	各施設・事業者にご確認ください。	

④ 保育料の軽減等の制度について

- 市（町村）民税所得割額が一定以下の多子世帯、ひとり親世帯等を対象とし、保育料が軽減されます。

☆ 詳細については、こちらをご確認ください。

⇒ <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/O15/1410/g/hn/35181.html>



※保育料軽減等に係る変更については、過去に遡及しての変更は致しかねます。

⑤ 給食費（3～5歳児）について

- 給食費（主食費・副食費）は無償化対象外費用ですが、副食費（おかず代）は、市（町村）民税額課税額等によって免除される場合があります。副食費が免除対象となる場合、『副食費免除通知』でお知らせします。

☆ 詳細については、こちらをご確認ください。

⇒ <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/O15/1410/g/hn/35182.html>



※副食費の免除に係る変更については、過去に遡及しての変更は致しかねます。

- 民間施設の給食費の金額や徴収方法については、各施設にお問い合わせください。

⑥ 算定の注意点について

- 令和8年1月1日時点もしくは令和9年1月1日時点で津市に住民登録のなかった方や津市外で納税されている方については、提供いただいたマイナンバーにて情報を照会します。
- 保育料は代表申請保護者あて請求させていただきます。万が一保育料を滞納された場合は、代表申請保護者が納付義務を負うことになります。
- 保育料の算定において、以下に該当する場合、書類を提出いただく場合があります。
 - 税の申告をされていない方は、市民税課もしくは最寄りの支所において、所得や控除等の状況がわかるように申告し、申告書（控）の写しの提出をお願いします。
 - 該当期間において居住実態が海外にあった場合、その期間中の収入がわかる書類（給与明細、源泉徴収票など）の提出をお願いします。
 - ※配偶者控除等の扶養に入られている方は、その旨が確認できる書類をご提出いただく場合があります。
 - ※市（町村）民税が確認できない場合は、最高階層での保育料をご負担いただくことがあります。
- 原則として市（町村）民税は賦課期日である1月1日に住民登録されている自治体にて課税されますが、津市に住民登録をされている方で、単身赴任等の事由により津市以外の住所地で市（町村）民税をお支払いされている場合は、保育入所課までご連絡ください。

⑦ その他

- 保育料はご家族等の様々なご状況を踏まえ決定しています。下記事項に該当する場合は、必ず速やかに保育入所課までご連絡ください。
 - 支給認定内容の変更があった場合（就職・退職、就労時間の変更等）
 - 世帯構成等に変更があった場合（婚姻・離婚、転入・転出等）

《資料 1》 大津市保育料表

令和8年度 保育所等保育料表 <保育標準時間> 【令和8年4月1日時点】

[月額単位:円]

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育所種別	公立保育所 民間保育所 認定こども園	地域型保育施設
階層	定 義		3歳未満児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者		0	0
B	・4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 ・9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		0
C1		市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等	1,300(0)
C2			C1階層以外	11,100(5,500)
D1		所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	1,300(0)
D2			D1階層以外	12,900(6,400)
D3		48,600円以上57,700円未満	母子世帯等	1,300(0)
D4			D3階層以外	15,500(7,700)
D5		57,700円以上77,101円未満	母子世帯等	1,300(0)
D6			D5階層以外	19,000(9,500)
D7		77,101円以上84,400円未満		19,000(9,500)
D8		84,400円以上97,000円未満		24,700(12,300)
D9		97,000円以上122,500円未満		28,500(14,200)
D10		122,500円以上147,300円未満		33,000(16,500)
D11		147,300円以上169,000円未満		37,000(18,500)
D12		169,000円以上223,600円未満		44,500(22,200)
D13		223,600円以上301,000円未満		47,300(23,600)
D14		301,000円以上332,200円未満		49,800(24,900)
D15		332,200円以上397,000円未満		53,000(26,500)
D16		397,000円以上		63,600(31,800)

- 備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一世帯の父母または祖父母等(家計の主宰者に限る)の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。
- 備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合については保育料の変更を行うことがありますので承知ください。
また、保育料の変更となる原因(世帯構成や税額の変更等)が生じたときは、速やかに申し出てください。
- 備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます(C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象)。
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。
- 備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は()内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。
- ただし、
- 【C1階層からD5階層に該当する世帯】
< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は()内の金額になります。
< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。
- 【D6階層からD8階層に該当する世帯】
< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。
- 備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。
- 備考6 階層AIには、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯が含まれます。

令和8年度 保育所等保育料表 <保育短時間>【令和8年4月1日時点】

[月額単位:円]

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育所種別	公立保育所 民間保育所 認定こども園	地域型保育施設
階層	定 義		3歳未満児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者		0	0
B	・4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 ・9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		0
C1		市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等	1,300(0)
C2			C1階層以外	11,000(5,500)
D1		所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	1,300(0)
D2			D1階層以外	12,700(6,300)
D3		48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等	1,300(0)
D4			D3階層以外	15,300(7,600)
D5		57,700円以上 77,101円未満	母子世帯等	1,300(0)
D6			D5階層以外	18,700(9,300)
D7		77,101円以上 84,400円未満		18,700(9,300)
D8		84,400円以上 97,000円未満		24,300(12,100)
D9		97,000円以上 122,500円未満		28,100(14,000)
D10		122,500円以上 147,300円未満		32,500(16,200)
D11		147,300円以上 169,000円未満		36,400(18,200)
D12		169,000円以上 223,600円未満		43,800(21,900)
D13		223,600円以上 301,000円未満		46,500(23,200)
D14		301,000円以上 332,200円未満		49,000(24,500)
D15		332,200円以上 397,000円未満		52,100(26,000)
D16		397,000円以上		62,600(31,300)

- 備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一世帯の父母または祖父母等(家計の主宰者に限る)の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。
- 備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合については保育料の変更を行うことがありますのでご承知ください。
また、保育料の変更となる原因(世帯構成や税額の変更等)が生じたときは、速やかに申し出てください。
- 備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます(C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象)。
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。
- 備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は()内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。
- ただし、
- 【C1階層からD5階層に該当する世帯】
< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は()内の金額になります。
< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。
- 【D6階層からD8階層に該当する世帯】
< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。
- 備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。
- 備考6 階層Aには、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯が含まれます。

《資料2》

各施設の特徴

保育所 0歳児～5歳児

保護者の就労等により、家庭で子どもを保育することができないと認められる場合に、保育を行う施設です。

施設により受け入れ開始年齢が異なりますが、概ね0～5歳児の子どもが対象です。

保護者の就労等にあわせて夕方までの保育のほかに、施設によっては延長保育を実施しています。

認定 こども園 0歳児～5歳児

保育所部分と幼稚園部分を併せ持つ施設です。

- ・ 保育所部分：就労等のため家庭で子どもを保育することができないと認められる場合に、保育を行う施設
- ・ 幼稚園部分：幼児期の教育を目的とする世帯が利用

⇒幼稚園部分の利用申込については、各園にて受付けています。

地域型 保育施設 0歳児～2歳児

就労等のため家庭で子どもを保育することができないと認められる場合、保護者に代わり乳幼児の保育事業を実施する施設です。少人数の子どもを保育する認可事業で、保育所等より少人数の単位（19人以下）となります。施設により受け入れ開始年齢が異なりますが、0～2歳児の子どもが対象です。

大津市立幼稚園・大津市立認定こども園（幼稚園部）

【入園願書交付】 令和8年10月26日（月）～10月30日（金）

【入園願書受付】 令和8年11月 2日（火）～11月 6日（金）

【場所】 居住学区の幼稚園（14：00～17：00）

※選択制で学区外の幼稚園を希望する場合は、選択先の幼稚園で交付・受付しています。

★保護者が就労要件等保育の必要性の条件を満たしている場合、特別一時預かり事業（長期休業中）をご利用いただけます。（入園願書受付時にお申込みください。）

※保育施設と併願でお申し込みいただけます。併願をお考えの方は、できる限り上記期間にお手続き下さい。

私立幼稚園・民間認定こども園（幼稚園部）

※手続きについては、各施設へお問い合わせください。

幼稚園 3歳児～5歳児

《資料3》

各種案内ページ

ホームページで詳細をご案内しております。下記QRコードを読み取り、ご確認ください。

大津市内 保育施設一覧



大津市内の認可保育施設の
開所時間や受入年齢等をご
確認いただけます。

認可保育施設 入所申込・決定 （内定）状況



過去の入所申込や決定（内
定）の状況をご確認いただ
けます。

一時預かり事業 について



一時預かり事業を実施して
いる保育施設をご確認いた
だけます。

大津市立幼稚園 について



大津市立幼稚園について、
園の取り組み等を紹介して
います。